

産業廃棄物処分業許可証

住 所 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 1696 番地の 1

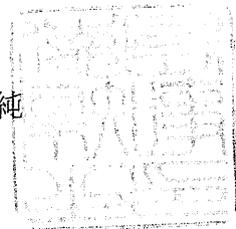
氏 名 四国リサイクル株式会社
代表取締役 福生 和宏



転載・複写禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条 第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。
第 14 条 の 2 第 1 項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和 7 年 7 月 18 日

許可の有効年月日 令和 12 年 7 月 3 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(破碎)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、解体又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類、木くず

(以上 3 種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供する全ての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

2 に掲げる施設の稼働は、午前 8 時から午後 5 時までの間の 8 時間以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

有・無

2. 事業の用に供する全ての施設

種 類：破碎施設 (NE-250J)
設 置 場 所：徳島県鳴門市瀬戸町明神字馬越 2 6 番 3
設 置 年 月 日：平成26年 9 月 18 日
処 理 能 力：1, 0 0 0 t/日 (8時間、1 2 5 t/h)
取り扱う産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
許 可 年 月 日：平成26年 9 月 12 日
許 可 番 号：2 4 5

種 類：破碎施設 (HC-320GX)
設 置 場 所：徳島県名西郡石井町高川原字高川原 1 6 9 6 番 1 他 4 筆
設 置 年 月 日：平成15年11月 2 日
処 理 能 力：1, 0 8 0 t/日 (8時間、1 3 5 t/h)
取り扱う産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
許 可 年 月 日：平成15年10月28日
許 可 番 号：1 0 0 3

種 類：破碎施設 (ZR125HC)
設 置 場 所：徳島県名西郡石井町高川原字高川原 1 8 1 4 番 他 1 筆
設 置 年 月 日：令和 7 年 4 月 7 日
処 理 能 力：1 1 2 . 8 t/日 (8時間、1 4 . 1 t/h)
取り扱う産業廃棄物の種類：木くず
許 可 年 月 日：令和 7 年 3 月 2 4 日
許 可 番 号：1 0 5 4

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7 年 7 月 4 日 新規許可
平成11年 8 月 11日 変更届出
平成12年 7 月 4 日 更新許可
平成13年 1 月 19日 変更許可
平成14年 3 月 4 日 変更届出 (代表者の変更)
平成15年12月 8 日 変更届出 (破碎施設の変更)
平成17年 7 月 4 日 更新許可
平成19年 9 月 7 日 変更届出 (本店所在地の変更)
平成22年 9 月 21日 更新許可
平成26年10月 8 日 変更届出 (破碎施設の変更)
平成26年11月11日 変更届出 (代表者の変更)
平成27年11月11日 更新許可
令和 2 年10月29日 更新許可
令和 7 年 7 月 18日 更新許可
令和 7 年 7 月 18日 変更許可 (木くずの追加)

以下余白